

神奈川県建築基準法施行細則の一部改正の概要

建築指導課

1 改正の趣旨

建築基準法（以下「法」という。）の改正により、都市計画区域内における建築形態制限に関する緩和許可規定等が整備されることとなったため、神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）を改正し、都市計画区域外の区域内の建築物においても同様の緩和許可を整備することとしている。

この条例改正に伴い、神奈川県建築基準法施行細則について、当該緩和許可に関する規定を定める等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 規定の追加

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして、改正後の条例第 52 条の 9 第 3 項第 4 号及び条例第 52 条の 10 第 4 項に規定する知事が別に定める建築物に関する規定を追加する。（第 19 条の 2 及び第 20 条の 2 関係）

(イ) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして、改正後の条例第 52 条の 11 第 2 項に規定する知事が別に定める建築物に関する規定を追加する。（第 20 条の 3 関係）

(2) その他の改正

(ア) 建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の改正を踏まえて、改正後の条例第 52 条の 15 及び条例第 52 条の 16 の規定による認定の申請に関する規定について用語の整理を行う。（第 23 条関係）

(イ) 省令の改正を踏まえて、様式について所要の規定の整備を行う。（第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 11 号様式及び第 13 号様式関係）

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日（改正条例の施行日と同日）